

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

瑞穂市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県瑞穂市

3 地域再生計画の区域

岐阜県瑞穂市の全域

4 地域再生計画の目標

本市においては依然人口増加傾向にありますが、将来的にはピークを迎え、長期的には減少に転じることが想定されます。

住民基本台帳によると令和2年（12月）には総人口 55,316 人となっており毎年順調に増加しています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年まで順調に 57,449 人まで増加した後、それをピークに減少に転じ、令和27年の総人口は 55,601 人になると予測されています。

また、人口減少とともに少子高齢化の進行による年齢構成バランスの適正な維持も求められるところです。年齢3区分別人口については、近年、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は横ばいで推移し、老年人口（65歳以上）は徐々に増加しています。令和2年（12月）では、年少人口 8,645 人、生産年齢人口 34,815 人、老年人口 11,856 人となっています。

自然増減（出生数と死亡数の差）をみると、平成25年以降の増減数は減少傾向にあるものの、令和元年度では出生数 533 人、死亡数 411 人で 121 人の自然増となっています。また、合計特殊出生率は、平成30年は 1.60 人となっており全国平均の 1.42 人と比べると高いものの、減少の傾向にあります。

社会増減（転入数と転出数の差）をみると、平成14年と平成18年を除いて増加で推移しています。令和元年では転入数 2,887 人、転出数 2,485 人で 402 人の社会増となっています。

このように足元では人口が増加しているものの、前述のとおり将来的には人口が減少することが予想され、また少子高齢化は着実に進行しております。人口減少及び少子高齢化が進行すると、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念されます。今後も安定した住民の「暮らし」を守り、活力があり自立したまちを維持していく必要があります。

これらの課題に対応するために、「若い世代が結婚や出産に希望をもち、子育てを楽しめるまちをつくる」、「市内外に十分な雇用の場があり誰もがいきがいを感じて働くことができるまちをつくる」、「まちに誇りや愛着を感じながらいつまでも安心して暮らせるまちをつくる」、「瑞穂市の魅力で更なる「交流・にぎわい」を生み出す」こと等を通じて、安定した住民の「暮らし」を守り、活力があり自立したまちを維持していきます。なお、これらに取り組むにあたって、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ取り組むこととします。

- 基本目標 1 瑞穂市の次代を担う「ひと」を育む
- 基本目標 2 瑞穂市の特性を活かした「しごと」をつくる
- 基本目標 3 瑞穂市に安心して住み続けられる「まち」をつくる
- 基本目標 4 瑞穂市の魅力で「交流・にぎわい」を生み出す

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	年間出生数	588人/年 ※H27～H30年度 の平均	617人/年 ※計画期間中 の平均	基本目標 1
	合計特殊出生率	1.64 ※H27～H30年度 の平均	1.80 ※計画期間中 の平均	

イ	就業人口・労働力人口	26,730人	26,880人	基本目標 2
	事業所数	1,874事業所	1,900事業所	
ウ	住みやすさの評価・居留意向	67.7%	75.0% ※計画期間中 の平均	基本目標 3
エ	交流人口（観光・交流入込客数）	46,680人/年	55,000人/年	基本目標 4
	地域ブランド創出件数	4件	計画期間中、 新たに2件	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

瑞穂市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 次代を担う「ひと」を育む事業

イ 特性を活かした「しごと」をつくる事業

ウ 安心して住み続けられる「まち」をつくる事業

エ 魅力で「交流・にぎわい」を生み出す事業

② 事業の内容

ア 次代を担う「ひと」を育む事業

- ・妊娠・出産・子育てに関する支援の充実
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・教育力の向上等

【具体例な事業】

子育て世代包括支援センターの運営、ひとり親家庭等への様々な支援の推進、子育てに関する情報の発信、子どもの新たな居場所づくり、放課

後児童健全育成事業の拡充、病児・病後児保育の充実、子どもたちの「確かな学力」の向上、グローバル化対応教育の推進 等

イ 特性を活かした「しごと」をつくる事業

- ・ 起業・創業の支援
- ・ 穂積駅周辺の活性化等

【具体的な事業】

創業者支援、瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想による活性化 等

ウ 安心して住み続けられる「まち」をつくる事業

- ・ 公共交通と交通安全の確保
- ・ 防災力の強化
- ・ 文化・スポーツによるまちづくり
- ・ 健康意識の高揚
- ・ 地域の福祉・医療体制の充実等

【具体的な事業】

公共交通の利便性向上、公共交通の充実、交通安全対策、防災体制の充実、地域防災力と防災意識の向上、生涯にわたる学習活動の推進、市の歴史・文化を活かす取組の推進、生涯スポーツの推進、若年層向けの健康診査の実施、中高年向けの健康診査の実施、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、地域医療体制の充実 等

エ 魅力で「交流・にぎわい」を生み出す事業

- ・ 観光力の向上
- ・ 地域活性拠点の創出
- ・ 移住・定住の促進等

【具体例な事業】

地域資源を活用した観光振興、地域と連携したイベント等の開催、移住・定住に関する情報提供 等

※なお、詳細は第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000 千円（令和3年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年8月頃に開催する外部評価組織「瑞穂市総合計画評価審議会」による効果検証を行い、当該年度の進捗状況と翌年度以降の取組方針を決定する。また、検証後は速やかに瑞穂市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで